

特255

54

和十三年八月十日

石油は有る

(鑛區を國有とし
試掘を直營せよ)

長谷川 尙一



始



38
61

特 255
54

石油は有る
長谷川尚一

石油は有る

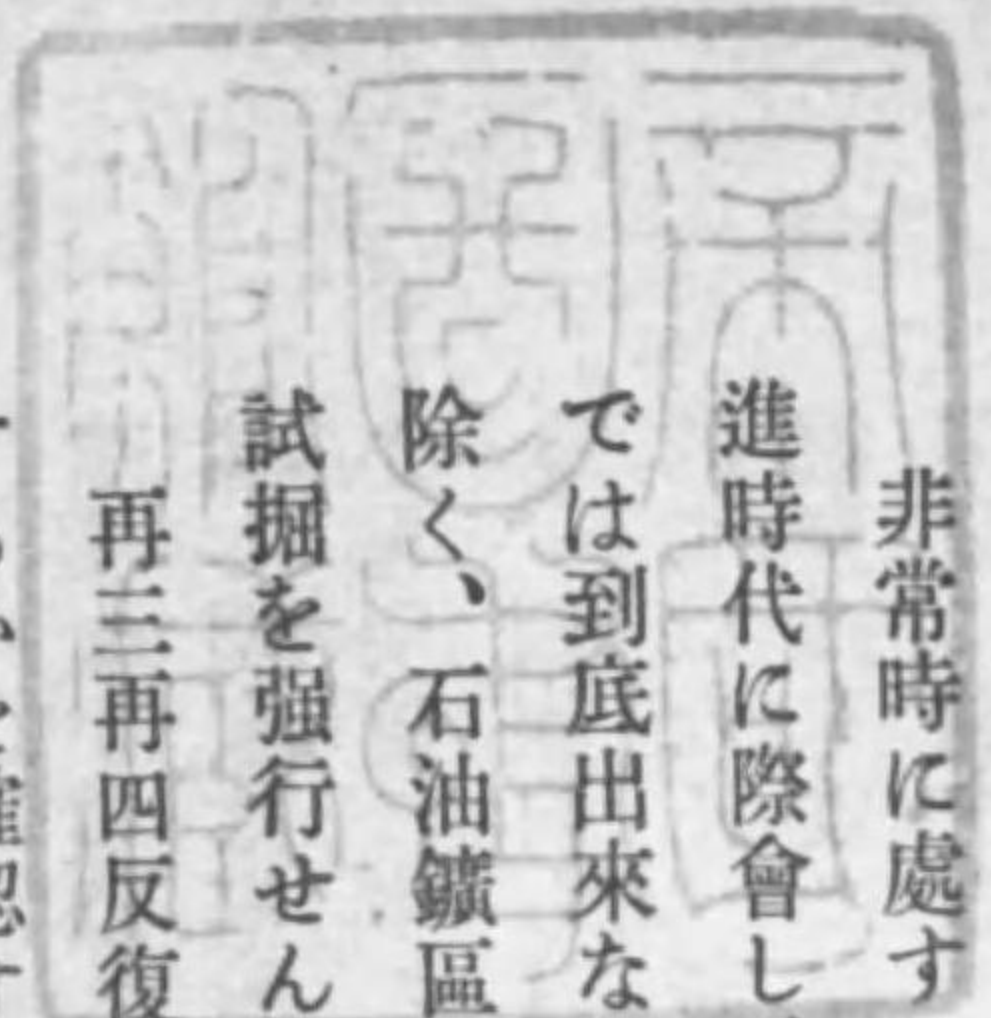
(鑛區を國有とし
試掘を直營せよ)

長谷川尚一

著者 寄贈 本

非常時に處するに將に非常手段によるべきである。今や我國は建國以來未曾有の躍進時代に際會し、一舉に燃料問題を解決する必要に迫られて居るが、尋常一様の手段では到底出來ないのである。即ち余は民間石油業者に於て現に試掘中又は採掘鑛區を除く、石油鑛區を國家は無償にて強制徴收して國有とし、直ちに國營を以て全面的に試掘を強行せんことを提唱する。

再三再四反復説明せる如く試掘は國內含油地帯の何れの部分に如何なる油田が存在するかを確認する爲めに掘井するのであつて、試掘の結果新油田が出現すれば、民間の當業者は頼まれなくとも補助獎勵金を貰はなくとも争つて資本を投じて採掘し茲に新しい石油事業地が出現するのである。現行の試掘補助獎勵法は國家が民間事業を補



助奨勵するが如く考へられて居るが、實は反對に民間當業者が國家の行ふべき試掘を補助實行して居るのである。故に現在の制度の下では三十本に一本出油で二十九本が損失であると言ふ危険率の多い試掘を、如何に國家が補助金を與へて奨勵しても、民間當業者が其様な冒險事業に頼まれたからとて是れ以上手を出せる筈がないのである。然し國家は絶対に石油を必要とするが故に、國內の何れの部分に如何なる油田があるかを明確にする必要がある。故に危険率が如何に多くとも、如何に費用がかゝるふとも、國家自ら試掘を行ふ外ないのである。即ち國家は試掘によりて石油を出すのが目的ではなく、新油田の所在と價值を確認することによりて試掘の目的は達せられ、試掘費は有効に使用されたことになる。燃料國策研究會が政府に建議した國內石油資源開發に關する應急對策の豫算三億圓は此意味の試掘費で、言はゞ國內石油資源開發の呼び水なのである。國家は試掘により新油田を發見し、民間の當業者に彼所にも油田があるぞ、此所にも油田があるぞと教へてやれば、民間當業者は採掘成功率が著しく上るから茲に始めて資本を投じて採掘することになる、斯くてこそ石油事業の隆盛を來し産油の増加を見るのである。

二

我國の含油地帯は南は臺灣から北は樺太に亘り無慮五六十億坪といふ廣大なものである。此廣大な含油地帯の内で油田となつて居る地域は僅に一割に足らず、其他の大部分はどの邊に果して石油が出るか掘て見たことがないのだから全く見當がつかないのである。それ故に一本でも多く試掘せなければならぬのである。我國は平時でさへ年々三億圓からの石油を外國から買つて居るのである。自家の金庫に何程の金があるか調べても見ずに、入用丈け外國から借りて使つて居る有様である、貸してくれる内は良いが貸してくれなくなれば忽ち破産である。試掘は即ち石油の現金勘定である。商工省は百七十萬圓の豫算で（十三年度石油試掘補助奨勵金豫算）五十億坪の含油地帯を試掘すると發表した。これ恰も茶匙で大海の水を汲みよさんとするの類で、何十年先に試掘の目的が達せられる積りか知らぬが、其内に我國は石油貧血症で倒れて終ふ。今や日支事變は第二期に移つた。本月十六日帝國政府は爾後國民政府を對手とせず帝國と眞に提携するに足る新興支那政權の成立發展を期待し是と兩國々交を調整して更生新支那の建設に協力せんとす。といふ重大聲明を發表した。これ實に亞細亞を亞細

三

亞人の亞細亞たらしめ我國が其盟主たらしめんとする決意を全世界に宣言する前古未曾有の聲明である。此際これまで支那の背後にありて之れを操縦して抗日の亂舞を演ぜしめ、我國を亞細亞大陸から驅逐して、支那の利權を分割せんと企てた野心國等は如何なる態度を以て我に臨むであらうか。帝國は又支那の領土及主權並に列國の權益を尊重するの方針には毫もかはる所なしと聲明して居る。當然の事であるが、若し我聲明の實行を妨ぐるものあれば國の何れたるを問はず斷乎之れを排撃するに躊躇しないのである。誠に今日は我國空前の一大飛躍の時である。東亞の盟主たる地位を確保し、野心國の毒手を亞細亞に延ぶること能はざらしむるは、尋常一様の手段を以て良くすべきでない。即ち非常時に處するに非常手段によるべく、先以て國家活力の源泉たる液體燃料の自給自足を策せねばならぬ。之れ國內の石油鑛區を強制徵收して國有とし、國營を以て全面的に試掘を強行すべきことを主張する所以である。試掘の方法に就ては差詰め嚮に燃料國策研究會が政府當局に建議せる國內石油資源開發に關する應急對策に依るべく、又最近同會の提唱せるが如く、直ちに燃料省を設けて斷乎國家萬年の

大計を確立すべきである。

余が二十年來石油國策を確立して國家萬年の大計を爲すべきことを力説し來れるも燃料國策研究會の創立維持に微力を盡したのも、一に液體燃料の自給自足に到達すべき燃料國策の確立を念願し國家の安泰を圖らんとする微意に外ならぬのである。然るに一部には余の石油國策を力説して止まざるも、燃料國策研究會を創立せるも、結局余の有する三億餘萬坪の石油鑛區を有利に處置せんが爲めの術策であると非難私語するものありと仄聞する。余の石油國策確立の念願は個人的利害を超越した奉公の微衷に外ならざることを重ねて誓言する。余が石油鑛區を有すると否と將又余が石油業者たると否とは問題ではないのである。石油鑛區の強制國有試掘の國營が實現すれば、余の有する三億餘萬坪の石油鑛區は卒先無條件で之れを國家に還附すべきことを聲明する。

昭和十三年八月十日

昭和十三年一月二十八日
昭和十三年一月二十六日
昭和十三年一月二十三日
再發印
刷行版

非賣品

著者 東京市麴町區內幸町二丁目八番地 長谷川 尙 一

發行者 東京市麴町區內幸町二丁目八番地 矢 田 泰 藏

發行所 東京市麴町區內幸町二丁目八番地 長谷川尙一事務所

印刷所 東京市京橋區銀座西一丁目七番地 福神製本印刷所

終

